

機関名	宇検村議会事務局
任命権者	宇検村議会事務局長
計画期間	令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）
宇検村における障害者雇用に関する課題	<p>宇検村議会事務局において、職員総数が2人程度の機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>中途障害者として身体障害者となった職員が在籍することもあるが、これまで個別に対応できており、大きな問題が生じておらず、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p>
目 標	
① 採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
② 定着に関する目標	<p>障害者である職員が配属となった場合には、障害者である職員の定着状況の把握を行う。</p> <p>（評価方法）毎年度末、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗状況管理。</p>
取 組 内 容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として議会事務局長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3カ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する「障害者職業生活相談員資格認定講習」を受講させる。 ○障害者の職員についての相談窓口については、保健福祉課の障害福祉担当者及び総務課の人事担当者が連携をとり相談窓口となり、必要に応じて所属長及び総務課長に報告することとする。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者から要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障害者就労支援施設等からの物品調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労支援施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。